

社 債 の 取 得 に 関 す る 報 告 書  
年 月 日

殿

(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		国 籍	
	職業又は営んで いる事業の内容		資本金	
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の 50%以上を保有している会社 ニ イが役員を過半数を占める本邦法人等 ホ イ～二のために取得するもの		
代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地			
	事務上の連絡先 (担当者電話)			

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称					
	(2) 主たる事務所 の所在地					
	(3) 定款上の事業目的			(4) 資本金		
2 取 得 し た 社 債	銘 柄 (発行日、記号等)	額面総額	取得価額	利率	償還日及び 元利の支払方法	同一銘柄の 発行総額
3	取 得 年 月 日					
4	支 払 年 月 日					
5	そ の 他 の 事 項					

(日本工業規格A4)

(記入要領)

- 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 2 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
- 3 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「5 その他の事項」欄に記入すること。
- 5 取得した社債が新株予約権付社債等の場合は、「2 取得した社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元金の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。  
(例：償還日は○年○月○日、元金は本邦において円価で支払う。)
- 6 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A 4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

## 報告書記入例

社債の取得に関する報告書  
2017年10月2日

財務大臣殿 1.大臣の氏名は不要。  
 ○○大臣殿 2.○○には事業所管大臣を記入すること。  
 (日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	ディー・イー・エフ・コーポレーション(DEF Corp.) 代表者 ○○○○ 責任者記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク100	国籍	アメリカ 合衆国
	職業又は営んで いる事業の内容	医薬品・化学製品の製造、販売	資本金	※1億 米ドル
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 <input checked="" type="checkbox"/> 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の 50%以上を保有している会社 ニ イが役員の大過半数を占める本邦法人等 ホ イ～二のために取得するもの		
代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	○○株式会社 責任者記名押印又は署名 代表者 甲野太郎 経理部長 乙野次郎 <input checked="" type="checkbox"/>		
	住所又は主たる 事務所の所在地	東京都中央区○○町○番地		
	事務上の連絡先 (担当者電話)	○○株式会社 Tel.3279-1111 ○○課 丙野三郎 内線 1111		

※報告者が個人の場合は「資本金」欄は斜線。

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	村田化粧品株式会社				
	(2) 主たる事務所の 所在地	東京都品川区○○町○○番地				
	(3) 定款上の事業目的	定款に定める事業目的を、そのまま正確に記入 すること(事業目的が多い場合、「別紙のとおり 」と記入し、別紙を添付して差し支えない)。			(4) 資本金	10億円
2  取 得 し た 社 債	銘 柄 (発行日、記号等)	額面総額	取得価額	利率	償還日及び 元金の支払方法	同一銘柄の 発行総額
	村田化粧品株式会社社債 1995年4月発行 第3回	○○百万円	○○百万円	年○%	償還日： 平成○○年○月○日  元金の支払方法： 本邦において 円貨で支払う	○○百万円
3	取 得 年 月 日	2017年10月2日				
4	支 払 年 月 日	2017年10月2日				
5	そ の 他 の 事 項	(注) 参考となる事項があれば記入すること。				

(日本工業規格A4)

(記入要領)

- 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 2 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
- 3 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「5 その他の事項」欄に記入すること。
- 5 取得した社債が新株予約権付社債等の場合は、「2 取得した社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元金の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。  
(例：償還日は〇年〇月〇日、元金は本邦において円価で支払う。)
- 6 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

対内直接投資等に係る「社債の取得に関する報告書」の記入の手引

1. 報告が必要な取引または行為

外国投資家（注1）が本邦にある会社（以下「発行会社」といいます）の発行した社債で、取得日から元本の償還日までの期間が一年超であり、その募集が特定の外国投資家に対してされるものを取得した（居住者外国投資家が行う本邦通貨をもって表示される社債の取得を除く。以下「社債の取得」といいます）場合（注2）であって、次のいずれにも該当するもの（下記（1）もしくは（2）のどちらか一方のみ該当する、またはそのいずれにも該当しないものは、事前届出の対象となります）。

- （1）発行会社またはその子会社もしくは完全対等合弁会社（注3）の事業目的のすべてが告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。以下「事後報告業種」といいます）であること。
- （2）外国投資家の国籍および所在国（地域を含む）が、日本または「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国または地域であること。

ただし、相続、遺贈により社債を取得する場合は報告不要です。また、①特定の外国投資家による出資比率（対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定める特別の関係にある者の分を含む<以下同じ>）が10%未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る。以下「特定上場会社等」という）による社債の取得（注4）および②取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する社債の取得も、報告不要です。

- （注1） 次の事業を営む者（以下「金融機関」といいます）が業として当該社債を取得した場合は、対内直接投資等に該当しませんので、本件報告の対象ではありません（この場合、当該社債を居住者より取得したときは、資本取引に該当し、別途居住者が報告を提出する必要がある場合があります）。

- a 銀行業、信託業、保険業又は金融商品取引業を営む者。
- b 業としての金銭の貸付けを主として行う者。

- （注2） 次のいずれにも該当する社債の取得が対象です（それ以外の社債を居住者より取得した場合は、資本取引に該当し、別途居住者が報告を提出する必要がある場合があります）。

- a 当該社債の取得後において当該外国投資家が保有する発行会社の社債の残高が1億円に相当する額（注5）を超える。
- b 当該社債の取得後において当該外国投資家が保有する発行会社の社債の残高と、当該外国投資家から発行会社への金銭の貸付け（注6）の残高の合計額（注7）が、当該社債の取得後における発行会社の負債の額として定める額（注8）の50%に相当する額を超える。

- （注3） 発行会社の子会社とは、発行会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務および事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の本邦にある会社等を行います。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、

「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人および法人格を有しない組合等も含まれます。

また、発行会社の完全対等合併会社とは、発行会社（その子会社を含む）が総議決権の50%を保有する他の会社（その株主または社員の数が2人であるものに限る）であって、当該発行会社の子会社に該当しないものをいいます。

(注4) 上記ケースにおける特定の外国投資家自身が、「特定上場会社等」である場合には、その者からの出資比率が10%以上であっても手続免除の対象となります。このように、「特定上場会社等」からの出資比率が10%以上であり、他の特定の外国投資家からの出資比率が（特別の関係にある者と合わせて）10%未満の居住者外国投資家のことを『特別上場会社等』といいます。また、「特別非上場会社」（「特定上場会社等」を除く、いずれの外国投資家からも出資を受けない居住者外国投資家（非上場会社に限る）のことをいう）による社債の取得も、報告不要です。

(注5) 外貨の場合は外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」により換算して下さい（以下、金額の換算については同様です）。

(注6) 外国投資家が本邦に主たる事務所を有する法人に対し金銭を貸付ける場合であって、次のいずれかに該当するものを除きます。

- a 銀行業（国際復興開発銀行及びアメリカ合衆国輸出入銀行を除く）、信託業、保険業または金融商品取引業を営む者、もしくは業としての金銭の貸付を主として行う者がその業務として行った金銭の貸付け。
- b 居住者外国投資家の本邦通貨による金銭の貸付け。
- c 期間が一年以下である金銭の貸付け。
- d 当該外国投資家による貸付け後における残高が1億円に相当する額以下の金銭の貸付け。

(注7) 対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定める関連会社等分を含みます。

(注8) 当該社債の取得を行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合は、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とします。

## 2. 報告の時期

取得の日の属する月の翌月15日までに報告して下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、居住者である代理人が届出をして下さい。

—— 報告期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

## 3. 提出書類および提出部数

「社債の取得に関する報告書」（別紙様式第十七）・・・報告書の名宛大臣数

## 4. 名宛大臣

報告書の名宛大臣とは、財務大臣および発行会社の営む事業の所管大臣をいいます。事業所管大臣およ

び上記1. (1)の事後報告業種が不明な場合は、各省庁の担当窓口（「外為法の報告書等に関する照会先一覧」参照）にご確認下さい。

## 5. 報告書の提出先と照会先

### (1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口  
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 日本橋郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ)

### (2) 本報告書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点)

「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「3 取得年月日」に記載したのと同じ「年月日」を入力して下さい。